

# 海外向け「やまなし」ブランドプロモーション推進業務委託仕様書

## 1 業務の目的

ベトナムは現在、人口が1億人を超え、経済成長も著しく、世界経済に与える影響が大きくなってきている親日国家である。

日越外交関係樹立50周年を契機に、今後の我が国との経済交流等の活性化が見込まれる中、本県としても、遅滞なくベトナムとの良好な関係性を強化し、「日本といえば山梨県」というプレゼンスを確立できるよう取り組む必要がある。

こうした中、県内には、多くの外国人労働者がいるが、このうちベトナム人は全体の約4分の1を占め、日常的に地域のイベント等にも県民と一体となって参加するなど、本県とベトナムとの間には既に深い関係が存在している。

しかし、在山梨ベトナム人の県内での生活状況や、QOL、満足度などの情報は、ベトナム国内に届けられておらず、本県との繋がりを感じてもらう機会が希薄という現状にある。

また、本県は、外国籍の住民が「第二のふるさと」として、自己肯定感を持って不安なく生活・活躍できる多文化共生社会を目指し、当事者への支援と社会環境の整備を積極的に進めている。

そこで、本県をよく知って、親近感や憧れを感じてもらうとともに、ビジネスパートナーとしての本県のプレゼンスを高めることを目的として、本県在住のベトナム人が出演するプロモーション動画を製作・発信し、広く視聴を促す事業を実施する。

## 2 業務委託名称

海外向け「やまなし」ブランドプロモーション推進業務委託

## 3 履行期間

契約締結日から令和6年3月31日（日）まで

## 4 委託業務内容

上質で魅力的な環境を享受でき、また、先進的でチャレンジングな施策を展開する山梨を「訪れてみたい」、山梨で「暮らし働いてみたい」、ビジネスパートナーとして「一緒に仕事をしてみたい」などと感じていただけるよう、本県で生活、活躍しているベトナム人を取材したドキュメンタリー動画を制作・配信し、主にベトナムをはじめとした東南アジア圏において訴求する。

また、まずはインバウンドからの気軽な山梨への誘客を行うため、（主にベトナム人若年層をターゲットとして）SNS用の短尺動画を制作・配信する。

加えて、これらの動画の視聴数を増加させるための施策を企画し実施する。

### (1) 全体的事項

- ・「1 業務の目的」を達成するための動画を作成する。
- ・実際の作成内容は受託事業者の決定後、県と協議のうえで確定させていくが、提案時においても、イメージ図やコンテなどを用いて作成予定の動画内容が分かるよう

提案すること。

- ・業務にあたっては、県との打ち合わせを密にし、具体的な内容について決定していくこととする。
- ・予め作成する動画の内容が分かるよう、内容の修正が可能な時点で、イメージ図や絵コンテなどを作成し、提出することとする。

## (2) 動画の企画・制作・配信

### ア 動画の種類

- ・長編動画：10～15分程度のドキュメンタリー ×3本程度
  - ・短編動画：30秒～5分程度のSNS用短編動画 ×10本程度
- ※主にベトナム人をターゲットにするが、他の東南アジア圏にも配信可能な動画として制作すること。

### イ 言語及び字幕・ナレーション

- ・本業務で作成する動画の言語は、日本語、ベトナム語及び英語とし、字幕・ナレーション等の有無について、別途県が指定する内容により納品すること。

### ウ 配信

- ・長編動画：YouTubeで配信する。
- ・短編動画：山梨県の海外向けFaceBook等のアカウント上に配信する。

## (3) 海外（主にベトナム）向けプロモーション施策

制作した動画コンテンツについて多くの人の関心を集める広告その他の施策を企画し、実施すること。

## (4) 規格・納品

### ア 映像規格

アスペクト比16：9とすること。

### イ データ形式

- ・次のとおりとすること。なお、形式が異なる場合は、それぞれ別のDVD-ROM等に記録するものとする。
- ・長編動画は、YouTubeに、短編動画はFacebook、TikTok等にアップロード可能な形式とする。
- ・一般的なDVDドライブ付きパソコンや、DVDプレーヤーで再生可能な形式。

### ウ 納品

受託事業者は、イで示した形式の電子データをDVD-ROM等に記録し、別途県が指定する日までに納品すること。

## 5 業務実施体制

- ・事業の実施にあたっては、山梨県との協議、関係者への連絡調整などが迅速に行えるよう体制を整えること。経費の執行については、費用対効果を十分に考慮し行うこと。
- ・山梨県との連絡を密に行い、業務を進め、遅滞なく業務が遂行できるよう人員、体制の確保を行うこと。

- ・経費・事業内容等、山梨県から報告を求められた際は速やかに対応すること。

## 6 事業報告

### (1) 事業成果の報告等

委託業務が終了したときは、委託契約業務完了報告書を、山梨県に提出すること。

### (2) 事業成果の帰属等

- ・委託業務により受託事業者が制作した成果物及び業務中に制作した資料に関し、所有権に加え、意匠権を受ける権利、商標権を受ける権利、著作権等、全ての知的財産に関する権利は、全て山梨県に帰属するものとする。
- ・成果物に第三者の著作物が含まれている場合、当該著作物（当該著作物を改変したものを含む）の著作権は、従前からの著作権者に帰属するものとし、受託事業者は必要な著作権処理を行うこと。
- ・受託事業者は、受託業務により受託事業者が制作した著作物に関する著作者人格権を行使しないものとする。
- ・委託業務より知り得た秘密は、契約期間にかかわらず第三者に漏らしてはならない。特に、委託業務により知り得た個人情報について、委託業務以外の目的で使用し、又は第三者に漏らしてはならず、善良なる管理者の注意をもって取り扱うこと。

## 7 留意事項

- ・委託業務を総括する責任者を置く等、山梨県と常時連絡が取れる体制とすること。
- ・受託事業者は、委託業務の履行に当たって契約書及び本仕様書に疑義が生じたときは、速やかに山梨県と協議を行うこと。
- ・委託業務の実施に当たっては、関係法令等を遵守すること。
- ・委託業務は、契約期間終了後も含めて、山梨県監査委員や会計検査院の検査の対象となる場合がある。検査の対象となった場合には、委託業務に係る資料提出等、積極的に協力すること。また、委託業務に関する会計関係帳簿類等の経理関係書類については、委託業務が終了した年度の翌年度から5年間保存しておくこと。

## 8 その他事項

- ・委託業務の全部を一括して第三者に再委託することは認めない。なお、委託業務の一部の再委託又は一部を請け負わせることについては、事前に山梨県の承諾を得るものとする。
- ・委託業務に必要な資機材は、受託事業者が用意すること。
- ・受託事業者は、新型コロナウイルス感染症拡大等のやむを得ない事情によるほか、事業目的を達成するために、より効果的な手法がある場合又は受託業務執行上やむを得ない事情が発生した場合は、本仕様書の内容について山梨県と協議することができるものとする。
- ・委託業務において制作したPR資材等の電子データを、山梨県が指定する方法により、成果品として提出すること。成果品についての諸権利は山梨県に帰属する。
- ・本仕様書に記載されていない事項については、山梨県の指示に従うものとする。
- ・業務の実施に当たっては、山梨県と十分協議した上で実施するものとする。